

○総務省告示第三百三十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ワ、第四号リ及び第五号リの規定に基づき、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

第三項を次のように改める。

三五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の各号のいずれかに適合すること。

1 筐体<sup>きょうたい</sup>の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

2 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨を当該無線設備に記録し、特定の操作によって当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場合において、当該特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。

第四項中「五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三

二〇MHzの周波数の電波を使用する無線局及び五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzを「五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下」に改め、同項第一号中「別表第二号第三注12(3)」を「別表第二号第三注12(5)」に改め、同号(三)中「(一)及び(二)の」を「利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により無線設備が検出する」に改め、同号(三)(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第一号によること。

(2) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第二号から別表第四号までによること。

第四項第一号(四)中「(一)及び(二)の」を「利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により無線設備が検出する」に改め、同号(五)中「(一)及び(二)の」を削り、同号(六)中「(一)及び(二)の」を削り、「別表第二号第三注12(3)」を「別表第二号第三注12(5)」に、「すべて」を「全て」に改める。